

徳島県規則第三十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第八十
二号の次に次の四号を加える。

八十二の二 地域連携薬局認定申請手数料

八十二の三 地域連携薬局認定更新申請手数料

八十二の四 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

八十二の五 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第八十
八号の十一の次に次の二号を加える。

八十八の十二 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換交付手数料

八十八の十三 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九十
四号の次に次の二号を加える。

九十四の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録申請手数料

九十四の三 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録更新申請手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九十
五号の三の次に次の一号を加える。

九十五の四 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九
十六号の十を第九十六号の十二とし、第九十六号の二から第九十六号の九までを二号ずつ
繰り下げ、第九十六号の次に次の二号を加える。

九十六の二 医薬品又は医薬部外品の区分適合性調査手数料

九十六の三 医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性確認調査手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九
十八号の九を第九十八号の十三とし、第九十八号の二から第九十八号の八までを四号ずつ
繰り下げ、第九十八号の次に次の四号を加える。

九十八の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証書換交付手数料

九十八の三 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証再交付手数料

九十八の四 基準確認証書換交付手数料

九十八の五 基準確認証再交付手数料

附 則

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から
施行する。

2 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年徳島県条例第三十四

号) 附則第二項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の項第八十二号の二及び第八十二号の四の規定の例により徴収する。